

## ベルギーでの英語表記の欧州特許の立証：明細書の翻訳は不要に

ベルギー国内における英語表記の欧州特許の立証のためには、ごく最近までフランス語、オランダ語またはドイツ語による明細書の翻訳が必須であった。同国の「ロンドン・アグリーメント (London Agreement)」への加盟を見込しベルギーは特許法を改正してこの要件を撤廃し 2017 年 1 月 1 日より発効する。改正特許法下では、英語で付与された欧州特許の所有者には明細書をベルギー公用語へ翻訳する義務が課されなくなる。この立証要件に関する変更は欧州特許すべてに適用され、2017 年 1 月 1 日以降の「欧州特許公報」において公表される付与された特許ならびに改訂または制約に準じた保守管理の対象となる英語表記の欧州特許すべてが対象となる。審議中の欧州特許請求に関しては、ベルギー国内の仮保護を求める者は依然として翻訳の提出が求められる。

費用を理由にベルギー国内での保護を受けないことを決断した特許所有者は、本国での欧州特許の立証を考慮する機会かもしれない。